



来週の投資戦略 (2/10-14)

ネットで会長の説明を聴く

2020年2月9日

小松 徹

注目事項 - 見所

企業決算 - 新型コロナウイルスの影響は業績予想に織り込まれない
2月10日、1月の景気ウォッチャー調査 - 先行き判断DIは下がる？

株式市場見通し

先週ここでわが国株式市場の底が見えてくるか議論したが、米国株式市場の急騰がその議論を吹っ飛ばした。ただ、わが国経済と企業収益の動向は米国とは正反対であることに注意しなければならない。先週主要株価指数が3%弱上昇して米国市場の3%強について行ったが、持続性には疑問が残る。先週木曜日にトヨタ自動車(7203)の好決算が発表されて、わが国企業の10-12月期純利益の集計値が減益から5%増益に転換したことは驚きだが、同時点で米国では26%増益だった(著名なデータ集計機関による)。先週米国で発表された経済指標はいずれも強く、わが国では弱い指標が続いていることにも注意したい。

来週注目の決算は水曜日のソフトバンクグループ(9984、以下SBG)と木曜日の楽天(4755)など。SBGは説明会の模様をインターネットで同時中継しており、孫会長の全ての言葉を聴けるのが魅力だ。当然、米エリオット・マネジメント(著名物言う株主)からの要求に対してどんなことを考えているか、投資家の前で意見を述べるだろう。孫氏自身が当社の株価は割安だからと、丁度1年前に10.3%の自社株買いを発表したが、株価はその水準まで戻ってしまっていた。物言う株主が2.5%程度保有してくれて、さらに株価が上がるような助言をするならば、有難いことだ。ただし、すべて受け入れると孫会長の経営自由度はかなり低下しよう。最も口煩い社外取締役2名が退任したばかりだったので、一般投資家には良いことかもしれない。

楽天は前期営業利益が3割減に、今期はさらに87%減になるとアナリストが予想している。今期から資金投入する携帯電話事業がその主な理由である。ただ、業務提携したKDDI(9433)の経営陣からの説明を聞くと、本当に本事業を順調に展開できるのか不安になる。また、証券業務も手数料ゼロ時代の中でどう生き残るか、さらにECもアマゾンとの物流を含む値段の競争環境が良くない。自前の物流網がないのが最大の欠点だ。取引業者を通じて同じ環境にしようとするのは無理があろう。三木谷会長の信義が問われているが、残念ながら、ネットで会長の質疑応答は聞けない。

最後に来週注目すべき経済指標等について。月曜日発表の1月の景気ウォッチャー調査は先行きDIが前回の45.4から43.8に低下すると予想されている。地方景気は急速に冷え込んでいるはずだ。日本製鉄(5401)が呉と和歌山の高炉の休止を先週発表した。呉では関係取引先を含めて3千人の雇用に影響すると報道されている。米国では水曜日にパウエル連邦準備理事会(FRB)議長の証言が予定されている。新型コロナウイルスの米国経済や世界経済への影響と対応に関する発言が注目されよう。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期二桁増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。本レポート執筆時点で、KPAの役員あるいはお客様はKDDIを保有しています。

